

東北総合通信局  
平成29年9月11日

## 「電波利用料額の改定」に関するお知らせ

電波利用料は、良好な電波環境の構築や整備に係る費用を無線局の免許人等の方々に公平に分担していただく、いわゆる電波利用のための共益費用として電波を利用する皆様のご理解とご協力のもとに納付していただいております。

この電波利用料制度については、電波利用料の適正性の確保の観点からその料額等について少なくとも3年ごとに見直すこととなっており、平成29年度はこの見直しの時期にあたり、平成29年5月12日に電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第27号）が公布され、平成29年10月1日から施行される予定となっています。

今回の電波利用料額の改定の内容やこれに関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

1 代表的な無線システムに係る電波利用料額（年額）

【別添1】のとおり

2 電波利用料の料額（平成29年改定による新旧料額）

【別添2】のとおり

3 お問い合わせ先

東北総合通信局財務課 ☎022-221-0616 又は 0663

## 携帯電話

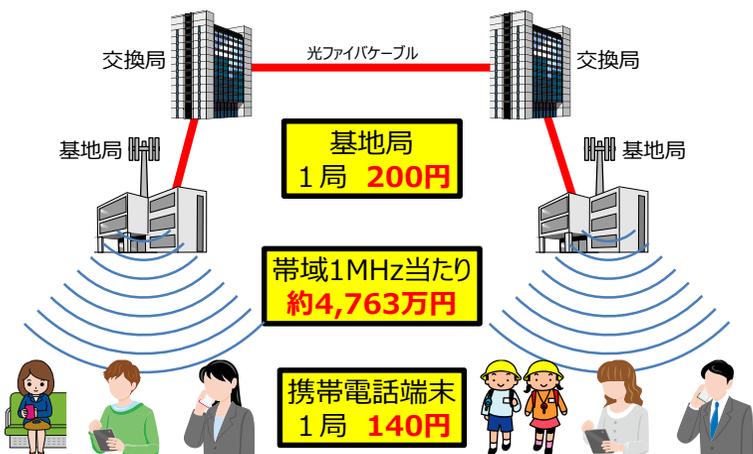
無線局単位 + 電波帯域 により徴収

<無線局単位により徴収される電波利用料>

- ・携帯電話端末 **140円** (現行200円) / 局
- ・基地局 **200円** (現行200円) / 局

<電波帯域により徴収される電波利用料>

電波帯域1MHz当たり **約4,763万円**  
(現行約6,217万円)

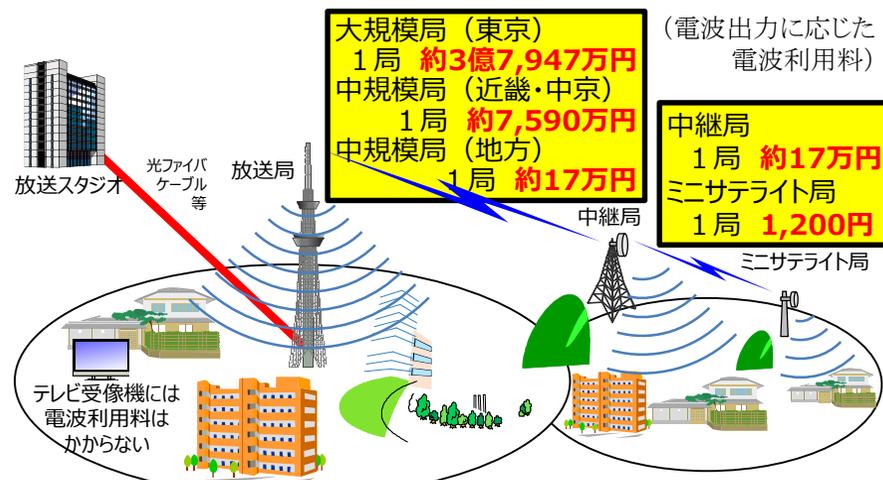


## 地上デジタルテレビ

無線局単位により徴収

<無線局単位により徴収される電波利用料>

- ・大規模局(東京) **約3.8億円** (現行約4.2億円) / 局
- ・中規模局(地方) **約17万円** (現行約19万円) / 局
- ・中継局 **1,200円～約17万円** / 局  
(現行1,000円～約19万円)



# 電波利用料の料額（平成29年改定による新旧料額）

別添2

法別表第6（個別免許等の無線局）①

無線局の区分		項詳細	新料額 金額(円)	旧料額 金額(円)			
1 移動する無線局 (3, 4, 5, 8の項を除く。)	3GHz以下	航空機用・船舶用(同一周波数のみを使用するものを含む。)	1-01	600	600		
		その他	6MHz幅以下	1-02	600	600	
			6MHz幅超	0.05W以下	1-C1	800	800
				0.05W～0.5W	1-C2	12,700	10,600
			15MHz幅以下	0.5W超	1-C3	1,392,100	1,160,100
				0.05W以下	1-C4	1,600	1,800
			30MHz幅以下	0.05W～0.5W	1-C5	12,700	10,600
				0.5W超	1-C6	4,036,500	3,363,800
			30MHz幅超	0.05W以下	1-C7	3,600	3,800
	0.05W～0.5W	1-C8		12,700	10,600		
	0.5W超	1-C9	5,369,800	4,474,900			
	3GHz超	100MHz幅以下	1-09	600	600		
	6GHz以下	100MHz幅超	1-10	112,300	93,600		
	6GHz超		1-11	600	600		
	2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(6, 8の項を除く。)	3GHz以下	6MHz幅超であって、キャリアセンス機能を有するもの	第1地域	2-12	54,300	45,300
第2地域			2-13	29,600	24,700		
第3地域			2-14	9,800	8,200		
第4地域			2-15	5,000	4,200		
その他のもの			0.01W以下	2-16	10,400	8,700	
0.01W超		2-17	12,700	10,600			
3GHz超		電気通信業務用(キャリアセンス機能を有するものを除く。)	2-D1	66,500	64,300		
6GHz以下		その他のもの	0.01W以下	2-18	10,400	8,700	
			0.01W超	2-19	12,700	10,600	
6GHz超			2-20	5,000	4,200		
3 人工衛星局(8の項を除く。)	3GHz以下	3MHz幅以下	3-21	4,192,200	3,493,500		
		3MHz幅超	3-22	187,441,400	156,201,200		
	3GHz超	3MHz幅以下	3-23	190,300	158,600		
		3MHz幅超200MHz幅以下	3-24	46,481,400	38,734,500		
	6GHz以下	200MHz幅超500MHz幅以下	3-25	140,293,200	116,911,000		
		500MHz幅超	3-26	315,129,200	262,607,700		
	6GHz超		3-27	190,300	158,600		
	4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5, 8の項を除く。)	6GHz以下	3MHz幅以下	第1地域	4-28	2,574,300	2,145,300
				第2地域	4-29	1,288,800	1,074,000
				第3地域	4-30	260,200	216,900
第4地域				4-31	88,900	74,100	
3MHz幅超		50MHz幅以下	第1地域	4-32	17,596,300	14,663,600	
			第2地域	4-33	8,799,800	7,333,200	
			第3地域	4-34	1,762,500	1,468,800	
			第4地域	4-35	306,000	491,400	
50MHz幅超		100MHz幅以下	第1地域	4-36	240,215,200	200,179,400	
			第2地域	4-37	120,109,200	100,091,000	
			第3地域	4-38	24,024,400	20,020,400	
			第4地域	4-39	5,078,100	6,675,200	
100MHz幅超			第1地域	4-40	483,472,200	402,893,500	
			第2地域	4-41	241,737,600	201,448,000	
			第3地域	4-42	48,350,200	40,291,900	
	第4地域		4-43	10,154,800	13,432,400		
6GHz超		4-44	88,900	74,100			
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項を除く。)		5-45	2,100	1,800			

法別表第6（個別免許等の無線局）②

無線局の区分		項詳細	新料額 金額(円)	旧料額 金額(円)			
6 基幹放送局(3, 7, 8の項を除く。)	6GHz以下	テレビジョン放送をするもの	0.02W未満	6-A1	1,200	1,000	
			0.02W以上2kW未満	6-A2	169,400	192,300	
			2kW以上 特定地域以外	6-A3	169,400	192,300	
			10kW未満 その他	6-A4	75,895,400	83,923,500	
			10kW以上	6-A5	379,472,200	419,616,900	
		その他のもの	100kHz幅以下	200W以下	6-48	16,700	59,000
			200W～50kW	6-49	227,700	204,800	
			50kW超	6-50	3,858,200	3,556,200	
			20W以下	6-51	16,700	59,000	
			20W～5kW	6-52	227,700	204,800	
	5kW超	6-53	3,858,200	3,556,200			
	6-54	1,200	1,000				
	7 受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(3, 8の項を除く。)	受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	7-55	300	200		
	7-E1	1,200	1,000				
	8 実験等無線局及びアマチュア無線局		8-56	300	300		
9 その他の無線局	3GHz以下	同報系防 災行政無線 局等	親局等	9-F1	500	1,100	
			その他のもの	9-F2	45,700	38,100	
		3MHz幅以下	3MHz幅超	9-57	45,700	38,100	
			第1地域	9-58	3,757,600	3,131,400	
			第2地域	9-59	1,885,800	1,571,500	
			第3地域	9-60	388,200	323,500	
		400kHz幅以下	第4地域	9-61	138,600	115,500	
			第1地域	9-62	355,000	295,900	
		400kHz幅超	第2地域	9-63	184,400	153,700	
			第3地域	9-64	47,800	39,900	
	3MHz幅以下	第4地域	9-65	25,200	21,000		
		第1地域	9-66	1,037,100	864,300		
	3MHz幅超	第2地域	9-67	525,600	438,000		
		第3地域	9-68	116,100	96,800		
	3MHz幅超	第4地域	9-69	47,800	39,900		
第1地域		9-70	15,364,900	12,804,100			
多重放送業務用 放送業務用以外	第2地域	9-71	7,689,200	6,407,700			
	第3地域	9-72	1,548,800	1,290,700			
第4地域	9-73	525,600	438,000				
9-74	45,700	38,100					
9-75	45,700	38,100					
3MHz幅以下	3MHz幅超	9-76	3,757,600	3,131,400			
	第1地域	9-77	1,885,800	1,571,500			
30MHz幅以下	第3地域	9-78	388,200	323,500			
	第4地域	9-79	138,600	115,500			
30MHz幅超	第1地域	9-80	122,063,000	101,719,200			
	第2地域	9-81	61,038,300	50,865,300			
300MHz幅以下	第3地域	9-82	12,243,700	10,203,100			
	第4地域	9-83	4,132,000	3,443,400			
300MHz幅超	第1地域	9-84	301,767,600	251,473,000			
第2地域	9-85	150,890,700	125,742,300				
第3地域	9-86	30,214,200	25,178,500				
第4地域	9-87	10,122,100	8,435,100				
9-88	25,200	21,000					

法第103条の2（包括免許等の無線局）

無線局の区分	項詳細	新料額 金額(円)	旧料額 金額(円)	
包括免許局	移動する無線局	10-1	420	510
	移動しない無線局		法別表第6の額	
包括登録局	移動する無線局	10-3	450	540
	移動しない無線局		法別表第8の額	

法別表第8（包括登録の無線局）

無線局の区分		項詳細	新料額 金額(円)	旧料額 金額(円)	
1 3GHz以下 (6MHz幅超)	10mW以下	第1地域	10-4	3,330	2,780
		第2地域	10-5	1,980	1,650
		第3地域	10-6	620	520
		第4地域	10-7	370	310
	10mW超	第1地域	10-a	54,300	45,300
		第2地域	10-b	29,600	24,700
		第3地域	10-c	9,800	8,200
		第4地域	10-d	5,000	4,200
	2 1の項に掲げる無線局以外の無線局	10-8	1,980	1,650	

法第103条の2（広域専用電波）

※広範囲で同一の者が周波数を専有する無線システムは  
①周波数幅と②無線局数による複合的料額を別途設定

【①周波数幅単位】 対象無線システム	新料額 金額(円/MHz)	旧料額 金額(円/MHz)
携帯電話	47,633,800	62,169,100
BWA等	87,246,200	99,859,600
衛星携帯電話	2,154,800	2,129,800
マルチメディア放送	23,828,600	29,333,100

【②無線局数単位】 対象無線システム	項詳細	新料額 金額(円)	旧料額 金額(円)
包括免許(移動する無線局)	10-2	140	200
	別表第6の1の項の無線局	1-89	300
別表第6の2の項の無線局	2-90	200	200
	別表第6の4の項の無線局	4-91	300
別表第6の5の項の無線局	5-92	300	200
	別表第6の6の項の無線局	6-93	300

※周波数幅範囲の課金に利用する地域係数

地域係数	新係数	旧係数	地域係数	新係数	旧係数	地域係数	新係数	旧係数
北海道	0.0284	0.0288	東海	0.1200	0.1203	沖縄	0.0077	0.0076
東北	0.0478	0.0485	近畿	0.1646	0.1654	東日本	0.5623	0.5601
関東	0.4626	0.4590	中国	0.0394	0.0398	西日本	0.4377	0.4399
信越	0.0235	0.0238	四国	0.0207	0.0210	全国	1.0000	1.0000
北陸	0.0160	0.0161	九州	0.0693	0.0697	関東分割	0.2313	0.2295
						近畿分割	0.0823	0.0827

法別表第6備考8（控除額）

※3GHz以下 & 3～6GHzを両方利用する場合の控除額

無線局の区分	新控除額 金額(円)	旧控除額 金額(円)
別表第6の1の項の無線局	300	600
別表第6の2の項の無線局	200	500
別表第6の3の項の無線局	7,400	20,400
別表第6の4の項の無線局	1,400	3,900
別表第6の9の項の無線局	500	1,100